

輪番制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科について、特定日のみ診療する体制のことで。

非通年制とは、小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科以外の診療科目について、特定日のみ診療する体制のことで。

【非通年制導入の経緯】

二次救急医療体制のうち、一部（小児科、精神科、眼科、耳鼻咽喉科）を除く診療科目については、従来、24時間365日の体制確保（固定・通年制）が救急医療の原則として救急告示医療機関の認定要件としてきましたが、昨今の医療を取り巻く厳しい状況を踏まえ、平成20年度の認定（12月7日）以降は、それらの科目について「固定・通年制」の体制が確保できない場合、「非通年制」（1週間につき1日以上又は年間50日以上において、特定の曜日等での24時間体制の確保による協力が可能な場合）として、救急告示医療機関の認定を行うこととしています。

※精神科の救急病院を受診希望の方は、おおさか精神科救急ダイヤル（0570-01-5000）にご連絡下さい。

【北河内医療圏】

三次救急医療体制

〔令和6年1月時点〕

表3-5-3 三次救急医療機関

所在地	医療機関名	病床数	区分	備考
枚方市	関西医科大学附属病院 （高度救命救急センター）	32	高	
守口市	関西医科大学総合医療センター （救命救急センター）	40		

※「区分」欄の「高」は、高度救命救急センター。